

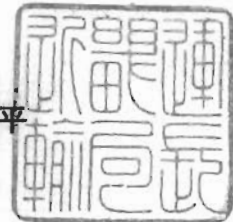
## 公 示

一般貸切旅客自動車運送事業における道路運送法第20条に規定する「旅客」の定義について

道路運送法（昭和26年法律第183号。以下「法」という。）第20条（禁止行為）の規定に関して、営業区域の考え方を明確にするため、一般貸切旅客自動車運送事業者が、旅行業者との運送契約に基づく旅客を運送する場合における「旅客」について、下記のとおり定義したので公示する。

平成19年6月1日

近畿運輸局長 島崎 有平



記

法第20条（禁止行為）の規定中「旅客」とあるのは、「一般貸切旅客自動車運送事業者と旅行業者との間で運送契約が締結され、旅行業者との間の旅行契約に基づき、一般貸切旅客自動車に乗車する「旅客」のことを指すもの」とする。

なお、一般貸切旅客自動車に乗車する添乗員等は、同条に規定する「旅客」に該当しないものとする。

附 則

この公示は、公示の日から適用するものとする。

〔関係条文抜粋〕

道路運送法第20条（禁止行為）

一般旅客自動車運送事業者は、発地及び着地のいずれもがその営業区域外に存する旅客の運送（路線を定めて行うものを除く。）をしてはならない。